

令和6年度

事業計画書

社会福祉法人うめの木学園

# I. 法人

## 1、はじめに

世界情勢の影響による物価高騰や少子高齢化による人手不足等が社会的課題になっているが、福祉業界においても、経営上の課題が次から次へと浮かび上がっている。

今年元旦に発生した能登半島地震により更に重要度を増した災害対策、新型コロナに代表される感染症対策、後を絶たない障害者虐待問題、福祉現場の人材不足とその対応としての賃上げ、職場環境改善と業務効率化、地域連携・社会貢献等、取り組むべき課題が山積している状況である。

令和6年度は、3年ごとの報酬改定の年であり、4月から新報酬が施行される。今回の改定では、職員処遇改善のための加算率の引き上げに着目されがちであるが、それ以外の部分で、施設の収入の増減に大きな影響を及ぼす見直しが行われている。

一部事業においては、単価設定が1日単位から時間単位へ変更されており、サービス提供時間によっては収入の減少につながってしまう。

また、より手厚い職員体制への評価、重度支援加算の取得要件の変更等、職員配置の在り方によって収入の増減が分かれるため、経営上の細かな検討が必要となる。

## 2、公益的事業への取り組み

(1) 令和5年度において計画した「LPガスを燃料とした非常用自家発電設備」及び体育館の「ガス式空調設備」の整備が実現し、災害時に体育館を福祉避難所として活用するためのハード面での対策は整ったと言える。

一方、利用者の重度・高齢化により、恒常的な職員不足にあることから、避難所運営に関して職員が関わることは困難であり、避難所としての在り方について、小松市と協議を進めていくこととする。

(2) 就労継続支援B型事業において、リサイクルセンターでのペットボトル分別作業では環境行政との協同、育苗箱集荷洗浄作業ではJAとの協同を行い、すでに実績及び成果を上げているところであるが、さらに森林組合との協同による作業を本格化させ、地域循環型林業の推進に貢献していくこととする。

### 3、経営安定化に向けた取組

経営安定化のためには、介護給付費等の報酬を安定的に得ることが重要である。この度の報酬改定では、生活介護事業や放課後等デイサービス事業等においてサービス提供時間による単価設定を導入する等、これまでのやり方では収入減になってしまう改定が行われる一方で、職員配置の充実、資格保有職員の配置、サービス内容の見直し等による加算取得を工夫することで収入の積み上げを図ることが可能となっている。

管理職員、事務職員を中心に、報酬算定構造を適切に理解し、より高い報酬区分と可能な限りの加算獲得を目指し、経営安定化に努めるものとする。

### 4、人材確保及び人材育成に向けた取組

#### (1) 経営人材及び管理職人材の確保

経営人材及び管理職人材の近い将来における世代交代については、法人が直面する課題として毎年のように取り上げてきたが、いまだ解決に至っていない。

人材育成により確保するのか、外部からの招聘によるのかの検討、またどのような人材を求めていくのかの検討を、喫緊の課題として取り組む必要があり、令和6年度の理事会における重要テーマの1つとして位置付けていく。

#### (2) 福祉人材の確保及び育成

今年2月に30歳代職員を新たに1名採用し、4月には高齢者雇用1名、また大学及び短大の新卒者各1名の採用を予定している。特に、新卒者の採用は法人して4年ぶりのこととなり、人材として定着してもらうためにも、OJTチームによるフォローを含め、研修体制を整えて育成に努めることとする。

さらに、新たな人材獲得に向けて、令和5年度に引き続き、人材確保のためのコンサルティングサービスを利用し、求人活動に努めることとする。

### 5、職員の処遇改善への取り組み

一般企業における労働者の賃上げが加速度的に進む中、福祉分野と他業種との賃金格差はますます拡大しており、人材確保の観点からも、職員の処遇改善は喫緊かつ重要な課題である。

令和6年度報酬改定において、職員給与の改善を図るための処遇改善加算の見直し

行われていることから、当該加算を活用し、職員給与の引き上げに積極的に取り組んでいくものとする。また、経営上の工夫により、各種加算を取得できる体制づくりをすることで、今後も持続的に賃上げできるよう努めるものとする。

## 6、働きやすい職場環境の整備

- (1) 育児・介護休業制度について、引き続き周知を行っていく。
- (2) ハラスメント禁止について、引き続き周知に努める。
- (3) 年次有給休暇を取得しやすい環境づくりについて、職員の協力を求めていく。

## 7、業務効率化のための介護ロボット・ICT の活用

支援現場における ICT 化を進めるべく、令和4年度からの継続事業として、本館及び体育館並びに多目的棟をカバーする Wifi 環境の整備を実施してきたところであるが、国が例示するタブレット等を使用した情報集約・記録システムやインカム利用による職員間の情報伝達システム等と現場が求めるものとの間に乖離があるようである。

見守りカメラの増設やセンサーマットの利用可能範囲の拡張等、現状で現場が必要としているシステムについて、順次活用を拡大していくこととする。

## 8、災害対策及び感染症対策

### (1) 災害対策

- ①自然災害への対応として作成している「マニュアル」及び「避難確保計画」について、随時見直しを行うとともに、避難訓練を実施していく。
- ②災害発生時に事業が滞ることのないよう作成している「事業継続計画」について、事業の実態に合致するよう見直しを進めるとともに、研修会及び訓練を実施していく。
- ③上記①②を実施するに当たり、危機管理委員会の中に小委員会を設置する。

### (2) 感染症対策

- ①新型コロナウイルス感染症は、第5類に移行されたとは言え、変異を繰り返しながらいまだ終息の見通しはなく、施設運営にとって大きな脅威となっている。コロナを含む感染症について「マニュアル」を随時見直しながら、日常的な感染防止対策を継続する。
- ②感染症発生時に事業が滞ることのないよう作成している「事業継続計画」について、

事業の実態に合致するよう見直しを進めるとともに、研修会及び訓練を実施していく。

③上記①②を実施するに当たり、危機管理委員会の中に小委員会を設置する。

## 9、虐待防止への取り組み

- (1) 不適切な支援に対する気づきを促すために作成した「ご利用者支援に関する基本方針」をはじめ、「虐待防止マニュアル」「虐待防止のための指針」「行動規範」の実効性を高めるため、引き続き外部研修会への派遣、園内でのミニ研修等を実施していく。
- (2) 虐待防止委員会を設置し、必要事項・課題等について検討していく。
- (3) 身体拘束適正化については、現在該当する例は見られないが、指針内容の周知に努め、虐待防止研修会の中で取り上げていくこととする。
- (4) 身体拘束適正化委員会については、虐待防止委員会に含めることとする。

## 10、地域連携の取り組み

- (1) 小松市が進める地域生活支援拠点等事業の運営に参画するとともに、緊急時の利用者受け入れについて、入所施設利用者の状況や感染症流行状況等を勘案しつつ、可能な範囲で協力していくこととする。
- (2) 令和6年度報酬改定に伴う設置基準の見直しにより、新興感染症に対する協力締結医療機関との連携構築が求められることから、新型コロナウイルス感染症発生時の協力についてすでに協定を締結している小松ソフィア病院に対して協定内容の改定を要請し、他の感染症発生時及び病状変化時に対応してもらえるよう体制づくりを進めることとする。
- (3) 同じく今回の改定により、共同生活援助事業（グループホーム）運営において、地域からの意見や助言を求める等、地域連携推進会議の設置が想定されていることから、行政の協力をいただきながら会議設置に向けた準備を進めていくこととする。

## II. 障害者支援施設うめの木学園

### 1、基本方針

#### (1) 全体的方針

- ①利用者一人ひとりの在るべき姿を想定し、利用者各々の能力に応じて、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、各人の意思及び人格を尊重し、人権に配慮した支援を行う。
- ②利用者が置かれている環境を勘案した上で、地域や家庭との結びつきを大切にし、市町村を始め、他の障害福祉サービス事業者及び保健医療サービス事業者等と密接に連携しながら支援に当たるものとする。
- ③施設内で安全・安心な生活を保障するために、建物・設備面での限界、職員配置面での限界を明確に利用者及び保護者に提示し、必要に応じて介護事業所等へスムーズに移行できるよう、関係機関等並びに保護者との連携・連絡を密にする。

#### (2) 施設入所支援事業の方針

- ①でき得る限り居宅に近い生活環境の中で、各人の心身の状況に応じた日常生活上の支援を行う。
- ②入所支援においては、日常生活の質を保障することが人権保護につながることを常に念頭に置き、安全で快適な暮らしを提供できるよう、利用者の立場に立って創意工夫する。
- ③地域移行に関する利用者の意思を確認し、希望がある場合には、グループホーム見学や体験宿泊等、移行に向けた支援を実施していく。

#### (3) 日中活動の方針

- ①各人の意思が反映された個別支援計画が実効性あるものとなるよう、支援目標を常に意識しながら支援に当たるものとする。
- ②各事業における支援内容が単調かつ画一的なものにならないよう創意工夫するとともに、各人の能力や心身の状況に応じた支援になるよう配慮するものとする。
- ③日中活動を更に充実させるために、余暇的活動においては、地域のボランティア団体やキッチンカー等に協力要請していくこととする。

## 2、重点目標

- ①日中活動において、利用者各人の希望により、複数のメニューを準備し、楽しみが見いだせる時間を提供していく。
- ②新型コロナウイルス感染症の終息は見込めないものの、活動内容が単調にならないよう、外部の講師やボランティアを活用しながら、日中活動がバラエティに富んだものになるよう、職員が企画する活動（レクリエーション、お楽しみ会、軽運動等）に更なる工夫ができるよう努めていく。
- ③体育館の活用頻度を高めていく。
- ④より安全・快適・健康で楽しい活動を実現できるよう工夫していく。

## 3、施設入所支援の内容

各人の心身の状況及び能力に応じて、日常生活上必要な支援を行う。

- ①食事の提供、支援
- ②排泄の支援
- ③衣服の着脱等の支援
- ④入浴の支援
- ⑤衛生・健康管理
- ⑥余暇活動の支援
- ⑦小遣いの管理
- ⑧居室の整理整頓・清掃に関する支援
- ⑨その他日常生活上必要となる支援

## 4、生活介護事業の内容

各人の心身の状況及び能力に応じて、日常生活上の支援を行うとともに、利用者それぞれの希望や目標にかなった創作活動、生産活動等の生きがい活動を支援することに加え、身体機能の維持もしくは向上を目指した訓練を実施する。

- ①日常生活上の支援・介助…食事、排泄、入浴等
- ②健康管理
- ③創作活動支援…パズル、折り紙、貼り絵、紙ちぎり、絵画等

- ④軽作業支援…箱折、ネジ、糸取り等
- ⑤軽運動支援…リハビリ体操、ウォーキング、3B体操等
- ⑥機能（維持・回復）訓練…外部講師の指導の下、メニューを策定
- ⑦その他活動支援…ドライブ、ビデオ観賞等

## 5、委員会活動

利用者の生活の「質の向上」「充実」を目的として、次の委員会を設ける。

### （1）虐待防止委員会（身体拘束適正化委員会の役割を兼ねるものとする。）

- ①利用者の人権擁護に関する検討
- ②虐待防止に関する検討
- ③身体拘束適正化に関する検討
- ④虐待防止研修及び身体拘束適正化研修に関する検討

### （2）危機管理委員会

- ①経営管理、施設管理、利用者管理上のリスク回避に関する検討
- ②新型コロナウイルスを含む感染症対策及び事業継続に関する検討
- ③災害対策及び事業継続に関する検討

### （3）総務委員会

「サビ管連絡会議」として位置づけ、サビ管に加えて、副施設長、看護師、事務職代表による編成とする。

- ①利用者支援に関して各委員会、各班のリーダー、管理職等から提起された課題についての検討。
- ②職員の役割分担、業務内容等の見直し

### （4）行事企画委員会

- ①行事計画
- ②他団体主催行事調整
- ③コロナ禍により中止になった行事の代替案の検討



(5) 作業委員会

- ①作業内容の検討
- ②作業環境の検討
- ③作業開拓
- ④工賃体系の検討

(6) 生活委員会

- ①食事内容・形態及び支援方法について検討
- ②給食委託業者との連絡会議
- ③健康支援の検討
- ④定期健康診断の計画・調整
- ⑤その他、生活全般について総務委員会から指示のあった事項の検討

(7) 広報委員会

- ①うめの木だより編集
- ②行事等の取材、写真管理
- ③保護者会活動についての情報管理（情報収集・職員への周知）
- ④ホームページの管理・更新

(8) レクリエーション・ボランティア委員会

利用者の生活内容の充実、余暇活動の充実、地域との交流等を目的として、多種多様なボランティアを受け入れるとともに、そのことを通じて開かれた施設を目指す。

## 6、栄養指導

給食業務は外部業者委託となっているが、生活委員会が中心になり、業者との綿密な連携の下、栄養のバランスに配慮した楽しい食事及び身体状況に応じた支援を提供できるよう管理していくと共に、利用者一人ひとりの健康管理及び栄養管理に努める。

## 7、健康指導

看護職員の指導のもと、個々人の病歴や毎日の健康状態を的確に把握し、健康管理に努める。

また、成人病や生活習慣病の予防、感染症予防、健康維持のための啓蒙を行う。

- ①毎日の健康チェック
- ②毎月の身体測定
- ③年2回の定期健康診断（施設入所支援を利用しない利用者は年1回）
- ④その他、歯科検診、成人病検診、がん検診等
- ⑤健康に関するビデオの鑑賞

## 8、地域との交流

地域の社会的資源の一つとして地域の福祉ニーズに積極的に対応し、また学園利用者の地域移行を支援できるよう、関係機関、地域町内会との情報交換等連携を密にするとともに、開かれた施設を具現化するための各種取り組みを進めることにより、障害者福祉に対する地域の理解を喚起していく。

- ①地元町内会との情報交換等連携を密にすることにより、福祉施設が地域社会の一員であることをアピールしていく。
- ②特別支援学校卒業後の進路の一つとして、希望者がスムーズに施設利用へ移行できるよう、特別支援学校との情報交換等連携を密にする。
- ③ボランティアの受け入れー幅広い層のボランティアを積極的に開拓する。
- ④地域行事への参加
- ⑤学園行事の開放
- ⑥体育館、多目的娯楽室等の地域への開放
- ⑦各種団体との懇談会の実施
- ⑧地元消防団等への防災協力依頼
- ⑨「福祉の店」での販売促進

## 9、行 事

単調になりがちな施設での生活に潤いを持たせるため、また、社会参加活動の一つと

して、四季折々の行事、娯楽的行事、学習的行事を実施する。さらに、地域の催しや福祉協会の行事等に積極的に参加していく。

ただし、コロナ感染者状況に留意しながら、臨機応変に対応する。

### Ⅲ. ワークセンターうめの木

#### 1、基本方針

- ①利用者一人ひとりの在るべき姿を想定し、利用者各々の能力に応じて、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、各人の意思及び人格を尊重し、人権に配慮した支援を行う。
- ②利用者が置かれている環境を勘案した上で、地域や家庭との結びつきを大切にし、市町村を始め、他の障害福祉サービス事業者及び保健医療サービス事業者等と密接に連携しながら支援に当たるものとする。

#### 2、重点目標

- ①利用者が、生きがいを感じながら仕事に従事できるよう、就労支援に重点を置きつつ、本人の希望に沿って旅行や行事等に参加できるよう、これまで同様に個別支援計画に取り上げ、支援していく。
- ②利用者が、活力を持って作業の継続ができるよう、健康増進に繋がる活動を取り入れていく。
- ③単に工賃をもらうだけでなく、そのことに喜びを感じられるよう、お金の使い方や使い途について指導していく。その結果として、作業意欲を高められるよう導いていく。
- ④平均工賃2万5千円以上を当面の目標とし、コロナ前の平均工賃3万円に段階的に近づけるよう、授産種目の開拓・検討をする。
- ⑤パン工房の業務は、職員不足のため中断する。

### 3、就労継続支援事業 B 型の内容

#### (1) 方針

- ①各人の意思が反映された個別支援計画が実効性あるものとなるよう、支援目標を常に意識しながら支援に当たるものとする。
- ②支援内容が単調かつ画一的なものにならないよう創意工夫するとともに、各人の能力や心身の状況に応じた支援になるよう配慮するものとする。
- ③工賃向上に向け、作業の開拓、作業の効率化等について常に意識して取り組むものとする。

#### (2) 内容

利用者の社会参加を支援するため、就労・生産活動の場を提供し、併せ日常生活面で必要となる支援を実施する。

- ①日常生活場面で必要となる支援・介助
- ②健康管理
- ③就労・生産活動の機会の提供
- ④一般就労を視野に入れた支援
- ⑤工賃の支払い
- ⑥社会参加の一環として、本人が希望する行事等への参加支援（研修旅行、地域交流事業等）

※以下の5項目については、障害者支援施設うめの木学園と同様。

「委員会活動」「栄養指導」「健康指導」「地域との交流」「行事」

## IV. 短期入所事業（ショートステイ）

### （1）基本方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び関係法令の基本原則を旨とし、居宅において介護を受けることが一時的に困難になった障害者に対して、生活の場を提供し、日常生活において必要となる援助等を行う。

サービスの提供にあたっては、利用者一人ひとりの個性、能力、健康状態及び発達段階を勘案し、加えて利用者及び保護者の要望を考慮した個別支援計画を策定し、それぞれの利用者に適した支援を行うものとする。

また、小松市が進める地域生活支援拠点等の体制整備への協力体制を整えていく。

ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、短期入所の受け入れを制限する。

### （2）居 室

多目的棟2階に2室あるショートステイルームを活用するほか、併設する障害者支援施設の居室に空きがある場合には、入居者の了解を得た上で空室も活用し、増加傾向にある利用希望に対応する。

### （3）支援内容

施設内において快適な生活が送れるよう、下記の支援を提供する。

- ①利用者からの相談への対応
- ②食事の提供
- ③健康管理の援助
- ④日中活動及び宿泊時における支援
- ⑤緊急時の対応
- ⑥その他日常生活に必要な援助

## V. 共同生活援助事業（グループホーム）

### （1）基本方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び関係法令の基本原則を旨とし、地域での社会生活を希望する障害者に対して、生活拠点となる共同住宅を提供し、日常生活において必要となる援助等を行う。

サービスの提供にあたっては、利用者一人ひとりの個性、能力、健康状態及び発達段階を勘案し、加えて利用者及び保護者の要望を考慮した個別支援計画を策定し、それぞれの利用者に適した支援を行うものとする。

また、地域の重要な社会資源として、地域の福祉ニーズに対応すべく、関係機関との連携を密にする。

### （2）援助内容

自主的・自立的生活を基本原則としつつ、それぞれのホームが所在する地域において、住民の一人として生活が営めるよう、下記の支援を実施する。

- ①利用者からの相談への対応
- ②食事の提供
- ③健康管理の援助
- ④金銭管理の援助
- ⑤余暇活動の支援
- ⑥緊急時の対応
- ⑦職場、障害福祉サービス事業所との連絡・調整
- ⑧財産管理
- ⑨その他日常生活に必要な援助

## VI. 放課後等デイサービス

### (1) 基本方針

児童福祉法及び関係法令の基本原則を旨とし、放課後等において活動の場を必要とする障害児童に対して、心身の発達及び生活力の向上を目指したサービスを提供する。

サービスの提供にあたっては、児童それぞれの「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の5領域に着目し、家庭環境を勘案した上で保護者の要望を考慮したサービス計画を策定し、それぞれの児童に適した支援を行うものとする。

また、地域の重要な社会資源として、地域の福祉ニーズに対応すべく、関係機関との連携を密にする。

特に、石川県立小松特別支援学校との協力関係を強化していく。

上記の基本方針を実行するに当たり、職員は以下の事項を基本姿勢とする。

- ①児童一人ひとりの取り組むべき課題や目標を明確に把握し、支援に当たる。
- ②児童一人ひとりの人格を尊重し、人権に配慮した支援を行う。
- ③多様化する障害やニーズに応えるべく、保護者の要望や苦情に真摯に対応する。

### (2) 重点目標

- ①保護者の求める情報を随時提供できるよう配慮していく。
- ②「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の5領域をすべて含めた総合的な支援になるよう努める。
- ③長期休暇時のメニューの充実に努める。

### (3) 指導・訓練の内容

児童にとって、デイサービスの場は楽しい場所でなければならない。日々の遊びの中に、児童一人ひとりの「目あて」「目標」を見つけ、遊びを通じて社会性の涵養、生活習慣の習得、体力の向上、情緒の安定等が図られるよう取り組んでいく。

#### ①日常生活における基本動作の指導

各人の発達段階に応じて、日常生活における各場面での基本動作が習得できるよう支援する。

トイレの自立、食事の自立、衣服着脱の自立、衛生観念の習得等、個々に取り組んでいく。

#### ②集団生活への適応訓練

社会的ルールの習得や協調性を高めるため、集団での活動を取り入れ、社会性を身につける基礎作りを行う。

その一環として、学校の長期休暇時、外出等集団の中で活動する機会を設ける。

#### ③行 事

季節の移り変わりを感じ、また社会性を身につけるための一助として、行事を取り入れていく。

春・夏休み等の時期を利用し外出する機会を増やし、自然散策、買物学習、外食等の機会を設ける。

#### ④送迎サービス

通常期は、小松特別支援学校及び利用児童が就学している各学校まで迎えに行き、帰宅時、車両により自宅まで送る。

長期休み期間及び土曜日は、センターと自宅間を車両により送迎する。

### (4) 日中ショートステイ

デイサービスの休業日等、臨時的に見守り支援を希望する利用者に対して日中ショートステイを実施する。